

富山市芸術文化事業補助金交付要綱（公募分）

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市芸術文化事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 市長は、本市の文化振興を図るため、芸術文化等の事業を行う団体が自主的かつ主体的に開催する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、別表1のとおりとし、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 文化団体自らが主催する公演、展覧等広く市民に公開等する事業
- (2) 当該年の4月1日から翌年の3月31日までに実施される事業
- (3) 補助対象経費が10万円以上の事業
- (4) 市内で行われる事業
- (5) 本市の芸術文化の向上に資すると認められる事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は補助対象事業としない。

- (1) 専ら営利を目的とする事業
- (2) いわゆる教授所、教室が行う稽古ごと、習い事のおさらい会及び発表会
- (3) 特定の団体・会員に限られた範囲を対象とした事業
- (4) 特定の団体の宣伝を目的とする事業
- (5) 政治的・宗教的な宣伝意図を持つ事業
- (6) 他の市費助成を受けている事業

（補助対象事業者）

第4条 補助対象事業者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 市内に本拠を置く文化団体
- (2) 規約等を有し、かつ執行する組織が確立しており、自ら経理し監査するなど経理体制が明確になっている団体

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体には、補助を行わない。

- (1) 政治・宗教団体
- (2) 文化活動以外を主たる活動内容とする団体
- (3) 学校・企業内の文化活動団体

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は次のとおりとする。

- (1) 賃借料(市内公的文化施設の会場使用料と同設備使用料に限る。)
- (2) 印刷、広告、宣伝費
- (3) 通信、運搬費
- (4) 謝礼(ただし、主催者構成員への謝礼は対象外とする。)
- (5) 使用料・手数料

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を上限とする。

(交付申請の添付書類)

第7条 補助金等交付申請書(様式1)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 調書(様式2)
- (2) 事業計画書(様式3)
- (3) 収支予算書(様式4)
- (4) 構成員の名簿
- (5) 団体の規約及び団体の所在地がわかるもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金の申請があったときは、申請書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金の交付または不交付を決定する。

(実績報告書の添付書類)

第9条 補助事業実績報告書(様式5)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書(様式6)
- (2) 収支決算書(様式7)
- (3) 領収書(補助対象経費に係るものすべて)
- (4) 事業の内容が分かる資料(写真・プログラム等)
- (5) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

事業区分	補助対象事業
芸術文化振興	1 音楽（民謡等を含む。）の公演 2 舞踊の公演 3 演劇の公演 4 美術（絵画、彫刻、工芸、書、写真）等の展覧
伝統文化	伝統文化の研究や保存・伝承活動（市内外への発信・交流へ繋がるような広域性が認められるものに限る。）
その他	市民の芸術文化の振興に寄与するもので市長が特に認めるもの。